



鳥取県公報

平成18年2月2日(木)
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（4）（水産課） 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正に伴い漁業経営再建計画についての知事の認定制度が廃止されたこと、及びこれに伴い県が行う利子補給に対する国庫補助制度が廃止されたことにかんがみ、新たに県独自に、漁業経営再建のための計画に係る認定制度を設けるとともに、この認定を受けた中小漁業者が融資を受ける場合において、融資機関に対する利子補給を行うこととする。

2 規則の概要

- (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画についての知事の認定制度に係る規定を削る。
- (2) 中小漁業者が作成する漁業経営再建計画について、県独自の認定制度を設ける。
- (3) 県は、知事が認定した(2)の漁業経営再建計画に従い、中小漁業者が漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うため緊急に必要な資金として、融資機関が当該中小漁業者に対し貸し付ける資金について利子補給を行う。
- (4) 規則の失効その他の所要の規定を整備する。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第4号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金を円滑に融通するため、漁業経営維持安定資金を貸し付ける融資機関に対して県が利子補給を行い、もって効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>中小漁業者</u>」とは、<u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する中小漁業者をいう。</u></p> <p>2 この規則において「<u>融資機関</u>」とは、<u>法第8条第1項に規定する融資機関をいう。</u></p> <p>3 この規則において「<u>漁業経営維持安定資金</u>」とは、<u>融資機関が、次条第1項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る漁業経営再建のための計画（以下「漁業経営再建計画」という。）に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、次に掲げる条件で貸し付</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁業経営維持安定資金の融資の円滑化及び中小漁業者の金利負担の軽減を図るため県が行う漁業経営維持安定資金に係る利子補給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>漁業経営維持安定資金</u>」とは、<u>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第8条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）が、同法第5条第1項の規定により漁業経営再建計画につき知事の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る漁業経営再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、次に掲げる条件で貸し付ける資金をいう。</u></p> <p>(1) <u>利率が農林水産大臣が定める率を勘案して知事が別に定める率以内であること。</u></p> <p>(2) <u>償還期限が10年以内であること。</u></p> <p>(3) <u>据置期間が2年以内であること。</u></p>

ける資金をいう。

- (1) 利率が知事が別に定める率以内であること。
- (2) 償還期限が10年以内であること。
- (3) 据置期間が2年以内であること。

(漁業経営再建計画)

第3条 漁業経営の維持が困難となっており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であってその漁業経営の再建を図ろうとするものは、漁業経営再建計画を作成し、これを知事に提出して、当該漁業経営再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 漁業経営再建計画は、法第5条第1項に規定する再建計画に準じて作成しなければならない。

3 知事は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る漁業経営再建計画が、次に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 漁業経営再建計画が第1項の認定の申請を行った者（以下「申請者」という。）の漁業経営の再建を図るために適切なものであること。
- (2) 漁業経営再建計画が申請者により達成される見込みが確実なものであること。

(漁業経営再建計画の変更等)

第4条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る漁業経営再建計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の認定の申請があった場合において、当該変更による漁業経営再建計画が前条第3項各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、前項の認定をするものとする。

3 知事は、前条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る漁業経営再建計画（第1項の規定により変更の認定を受けた場合には、変更後の漁業経営再建計画）に従ってその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(利子補給)

第5条 略

(利子補給率)

(利子補給)

第3条 略

(利子補給率)

第6条 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率は、知事が別に定めるものとする。

(利子補給契約)

第7条 第5条の規定による利子補給については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第8条 第5条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業経営維持安定資金についての融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に第6条に規定する利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第9条 知事は、第7条の規定による利子補給契約に基づき融資機関から利子補給の請求があった場合において、適当であると認めるときは、当該請求があった日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第10条 知事は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する当該該当する者に係る利子補給の全部又は一部を打ち切ることができる。

(1) 第4条第3項の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。

(2) 略

2 知事は、融資機関がこの規則又は第7条の規定による利子補給契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給の全部若しくは一部を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

第4条 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率は、農林水産大臣が定める率を勸案して知事が別に定めるものとする。

(利子補給契約)

第5条 第3条の規定による利子補給については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第6条 第3条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業経営維持安定資金についての融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に第4条に規定する利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第7条 知事は、第5条の規定による利子補給契約に基づき融資機関から利子補給の請求があった場合において、適当であると認めるときは、当該請求があった日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第8条 知事は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する当該該当する者に係る利子補給の全部又は一部を打ち切ることができる。

(1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和51年政令第132号)第5条第3項の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。

(2) 略

2 知事は、融資機関がこの規則又は第5条の規定による利子補給契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給の全部若しくは一部を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の
所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ
の効力を失う。

(この規則の失効に伴う経過措置)

3 この規則の失効の日前に貸し付けられた漁業経営
維持安定資金については、この規則の規定は、前項
の規定にかかわらず、この規則の失効の日後も、な
おその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

